

入 札 公 告

下記のとおり建設工事に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年3月2日

宮崎県西臼杵支庁長 黒岩 賢二

記

1 競争入札に付する事項

(1) 工 事 名 令和7年度 道路ト補第971-11-1-1号

国道218号 高千穂トンネル トンネル補修工事

(2) 事 業 名 道路メンテ補助（TN補修）

(3) 路線(河川)名 一般国道 218号

(4) 工 事 場 所 西臼杵郡高千穂町大字三田井

(5) 工 期 本契約成立の日から235日間

(6) 工 事 概 要 高千穂トンネル
はつり落とし工 $A = 0.19 \text{ m}^2$
ひび割れ補修工 $L = 212.0 \text{ m}$

(7) 予 定 価 格 落札者決定後公表

(予定価格に110分の100を乗じて得た価格) (落札者決定後公表)

(8) 適 用 制 度 最低制限価格制度

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に基づく令和6・7年度の下記の建設工事の種類における等級区分に係る入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事	等級区分	—
事業所の所在地に関する事項	宮崎県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有していること。 ただし、当該営業所が主たる営業所（本店）以外のものである場合にあっては、準県内建設業者取扱要領第4条に規定する準県内建設業者の認定を受けていること。		
施工実績に関する事項	次の事項をすべて満たす工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。）があること。 ア 平成22年度以降に完成した国、都道府県発注工事であること。 イ 次のいずれかを含む工事であること。 ・ トンネル新設工事（注1） ・ トンネル補修工事（注2） ・ PC橋上部工の新設工事 ・ コンクリート床版を有する鋼橋上部工の新設工事 ・ コンクリート橋上部工の補修工事（注3）、補強（耐震補強を含む）工事（注4） ・ 鋼橋のコンクリート床版の補修工事、補強工事 ・ 橋梁下部工の補強工事（注5）、補修工事 ウ 道路トンネル（注6）又は道路橋（注7）であること。 エ 施工場所が宮崎県内であること。		
会社の工事成績に関する事項	宮崎県が発注する建設工事の施工実績がある者にあっては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。		
配置技術者に関する事項	次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者又は監理技術者（注8）として専任で配置することができること。ただし、次のいずれかに該当する場合は専任を要しない。 ・ 主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合（注9） ・ 請負代金の額が4,500万円未満となる場合 ア 次のいずれかに該当する者であること。 ・ 一級土木施工管理技士の資格を有する者 ・ 二級土木施工管理技士（土木）の資格を有する者 ・ とび・土工・コンクリート工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 監理技術者にあっては、とび・土工工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 ウ 上記「施工実績に関する事項」（施工場所に係る要件を除く。）を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。 エ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。		
設計業務受託等の関連に関する事項	1 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。 受託者の商号又は名称 九州工営 株式会社 受託者の本店の所在地 宮崎県宮崎市大工2-117 2 ア又はイに該当する者でないこと。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者		
その他の事項	条件付一般競争入札公告共通事項書（建設工事）2に示す事項		

- 注1 「トンネル新設工事」とは、道路トンネル本体工事をいい、防護柵及び排水工の設置、舗装、内装板設置、照明・設備工事等は含まない。
- 注2 「トンネル補修工事」とは、既設道路トンネルに関する線導水、面導水、覆工コンクリートの補修・補強、裏込注入工、ロックボルト工、吹付コンクリート工、繊維シート工等をいい、覆工コンクリートの保護塗装、防護柵及び排水工の設置、舗装、内装板設置、照明・設備工事等は含まない。
- 注3 「コンクリート橋上部工の補修工事」とは、主桁や床版コンクリートに係る工事をいい、伸縮継手や地覆の補修は含まない。
- 注4 「コンクリート橋上部工の補強（耐震補強を含む）工事」とは、上部工における構造上の耐力増加を目的に補強する工事（耐震対策を含む）をいう。
- 注5 「橋梁下部本体の補強工事」とは、躯体における構造上の耐力増加を目的に補強する工事（耐震対策を含む）で、繊維や鋼板による補強工事、PC巻立て工法による補強工事、変位拘束工法による補強工事等をいう。ただし、増し杭による補強工事、根継工は対象としない。
- 注6 「道路トンネル」とは、道路法上の道路又は一般車両を通過させるための道路におけるトンネルをいい、対象とする道路は、国道、県道、臨港道路、市町村道、農道及び林道をいう（仮道は含まない）。
- 注7 「道路橋」とは、道路法上の道路又は一般車両を通過させるための道路における橋梁や横断歩道橋、橋長2m以上かつ土被り1m未満のカルバートをいい、対象とする道路は、国道、県道、臨港道路、市町村道、農道及び林道をいう（仮道は含まない）。
- 注8 下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上となることが予想される場合、あらかじめ監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置すること。
- 注9 監理技術者制度運用マニュアル及び宮崎県公共事業情報サービス（「R6.12.25 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例1号）の取扱いについて」及び「R6.12.25改正 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例2号）の取扱いについて」）をご確認ください。

※ 上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。（宮崎県公共事業情報サービス：http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi_nyusatsu/nyusatsu_yougo.html）

3 契約条項を示す場所及び期間

閲 覧 場 所：西臼杵支庁（西臼杵郡高千穂町大字三田井22番地）

閲 覧 期 間：令和8年3月2日から 令和8年3月17日まで

（ただし、当事務所の閉所日・閉所時間を除く。）

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧 及び貸出	令和8年3月2日から 令和8年3月17日まで	宮崎県公共事業情報サービス（※1）で閲覧・ダウンロード可 西臼杵支庁で閲覧・貸出（※2）
質問の受付	令和8年3月2日から 令和8年3月12日 17:00まで ※設計図書等に疑問点や不明な 点がある場合は、必ず、発注機 関へ質問してください。	西臼杵支庁へ宮崎県電子申請システムで行うこと。 入札書受付開始日の前日の正午までに回答がない場合は、同日午後3時まで、必 ず、電話にて確認をしてください。 （西臼杵支庁 入札質問受付フォーム） https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys-alias/nyusatu-shicho
回答の閲覧	令和8年3月2日から 令和8年3月17日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
入札書 受付期間	令和8年3月16日 7:00から 令和8年3月17日 9:42まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。工事費内訳書の添付がない入札は無 効となります。
開札日時	令和8年3月17日 9:52	西臼杵支庁電子入札室
入札結果 の公表 （※3）	令和8年3月25日から 令和9年3月31日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示

（※1） 宮崎県公共事業情報サービスアドレス
（<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/index.html>）

（※2） 発注機関における閲覧・貸出は、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除
く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（※3） 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているので、審査の
状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5 その他の事項

条件付一般競争入札公告共通事項書（建設工事）に示すとおりとする。

なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加し、その者が落札候補者となった場合は、当該複数の者の
のした入札を入札参加資格確認時等において無効とする。（一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争
入札公告共通事項書（建設工事）2を参照のこと。）

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象
が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注機関に対して、その旨を当該事象の状
況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。